

< 2019年度 運輸安全マネジメントの取組み >

群馬中央バス株式会社
運輸安全マネジメント委員会

群馬中央バスは、安全・安心がすべてに優先するとの決意をもって、社長をはじめ経営幹部から現場までが一丸となり、それぞれの持ち場において、法令順守を徹底するとともに、さらなる安全性の向上に取り組んで参ります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 全社員は一丸となって安全を守るため、関係法令と社内規則を遵守します。
- (2) 全社をあげて「安全こそ最高の接客、安全無くして利益なし」の原則を貫き、無事故運行を達成します。
- (3) 現状の安全対策に満足せず、常に改善等の実施をはかります。

2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況に関する統計

【2019年度の目標について】

- ①「自動車事故報告規則」に定める事故をゼロにする。
- ②人身（有責）事故をゼロにする。
- ③物損（有責）事故を30%減少させ6件にする。
- ④「自動車事故報告規則」に定める車両故障をゼロにする。
- ⑤健康起因における事故をゼロにする。
- ⑥飲酒・酒気帯び運転の撲滅。

【2018年度の達成状況】

- ①「自動車事故報告規則」に定める事故をゼロにする。 達成 0件
- ②人身（有責）事故をゼロにする。 達成 0件
- ③物損（有責）事故を4件にする。
未達 8件（乗合3件・貸切2件・特定3件）
- ④「自動車事故報告規則」に定める車両故障を2件にする。 達成 1件
- ⑤健康起因における事故をゼロにする。 達成 0件
- ⑥飲酒・酒気帯び運転の撲滅。 達成 0件

物損の事故については、前年度の発生件数よりも増加してしまい目標達成することができませんでした。

2019年度の新たな目標に向けて事故抑止に向けた取り組みを強化していきます。

3. 行政処分の公表

当社の行政処分はありません。

4. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程に定められた事項の遵守。
- (2) 輸送の安全に関する取り組み計画を策定し、これを確実に実行する。
- (3) 厳正なる点呼（運行管理）を行うための制度の確立。
飲酒・酒気帯び運転及び、過労（疲労や睡眠不足）・疾病などの健康状態により、乗務困難な運転者の乗務禁止を厳正に素早く執行できるように、緊急時に対応する交代運転者を毎日必ず配置する。
- (4) 車両故障を減少させるために、点検・整備の強化徹底を図る。
- (5) 輸送の安全を確保するために、運転者の健康に関する各種検査の計画的な受診を行う。
- (6) 運転中の携帯電話・スマートフォン使用の撲滅。
- (7) 月間安全運転スローガンによる、事故防止への意識向上。（別紙1）

5. 輸送の安全に関する取り組み計画（別紙2）

- (1) 安全風土構築に向けた取り組み
 - ①運輸安全マネジメント委員会
社長・安全統括管理者・各部門責任者・運行管理者・整備管理者・指導運転者が出席し、社内横断的な輸送の安全に関する情報共有の場として、また安全に特化した事案を扱うことを目的に毎月開催する。
 - ②安全衛生委員会
社長・経営幹部と各部門の担当者・運行管理者・運転者及びバスガイド（労働組合）が出席し、社員の健康と職場環境を含む安全全般について意見交換を行いながら、コミュニケーションと情報共有の場として毎月開催する。
 - ③群馬中央バスグループ安全推進会議
群馬中央バスと群中タクシーの経営幹部による、輸送の安全に関する取り組み状況等について、情報交換を四半期に1度開催する。
 - ④無事故・無違反表彰制度
無事故・無違反に対する表彰制度を活用し、運転者のモチベーションとさらなる安全意識の向上を目指す。

⑤社長及び安全統括管理者による社内巡視

四季の交通安全運動及び安全総点検時に、早朝点呼立会いを含めた社内の巡視を行い、乗務員との意見交換・情報交換を行いながら安全意識の向上と、さらなる安全対策の構築を図る。

⑥幹部職員による早朝立会点呼の実施

厳正なる点呼の確認・安全運転・日常点検・身だしなみ等、輸送の安全に関する指導監督及び、乗務員との意見交換・情報交換を行いながら安全意識の向上を目的に毎月開催する。

⑦輸送の安全に関する内部監査及び改善措置

監査員による、社長及び安全統括管理者へのヒヤリング、輸送の安全に関する取り組みについての進捗状況・問題点を報告書にまとめ改善を行う。

(2) 集合研修計画内容

①事故防止講習会（乗合・貸切乗務員対象の外部講師による講習会）

②貸切バス事故防止講習会（貸切乗務員対象の外部講師による講習会）

③特定旅客事故防止講習会（特定旅客輸送の乗務員を対象とした講習会）

④冬山研修（雪路走行訓練・チェーン脱着訓練・危険個所の把握等）

⑤異常気象時における対処法

⑥非常口開閉及び脱出訓練

⑦ヒヤリハット体験発表会（運転者によるグループ討論会）

⑧バスジャック想定訓練（群馬県バス協会主催による訓練）

⑨救急救命講習（外部講師によるAED等の使用訓練）

⑩非常用信号用具・消火器の取扱い（外部講師及び整備課による訓練）

(3) 営業所主催による教育計画内容（個人指導）

①国土交通省告示1676号に従い、輸送の安全を確保するために必要な指導・教育を運転者に対し、計画的・継続的に実施する。

②ドライブレコーダーから取得した映像を基に行う指導

事故・苦情があった場合の他、初任運転者・若手運転者・事故惹起者等を対象に、自身が運転する映像を確認しながら、運転状況・特性を把握させ是正等の指導教育を定期的実施する。

③管理者による路線の添乗査察・指導

安全運転・適切な車内装置の操作・乗客への接客・補助マイクを使用した車内事故防止等の案内などの項目を確認し、指導を行い安全意識の向上を図る。

④特別指導（事故惹起者・初任・高齢運転者）

個人面接・小集団ミーティングを通じて、それぞれの特性に合わせた面談及び指導を行う。また、事故惹起者等においては、外部機関（自動車教習所等）による運転技能講習を受講させ、より本人の特性に合わせた指導教育を実施する。

（4）健康管理に関する教育計画内容

①健康診断の実施

②S A S（睡眠時無呼吸症候群）検査の実施

S A S（睡眠時無呼吸症候群）のスクリーニング検査を実施し、中等症・重症と診断された運転者においては、乗務を制限したうえで精密検査を受診させ、その後治療を行う（治療中であっても程度によって乗務の制限を行う。）とした社内規程を実践する。

③脳ドック検査の実施

④上記に基づく運転者の個別健康ヒヤリングの実施

（5）経営幹部及び役職員への講習

①運輸安全マネジメントに関わる講習

基礎講習・ガイドライン講習・内部監査講習など。

②運行管理者一般講習

③整備管理者一般講習

④その他関係省庁主催・群馬県バス協会主催の講習会への参加

（6）交通安全啓発活動

①群馬県高速道路交通安全協議会「ミスハイウェイぐんま」の活動

2017年4月より当社職員が「ミスハイウェイぐんま」に就任したことから、群馬県警察高速道路交通警察隊及び東日本高速道路株式会社、その他関係機関・団体と協力して、全国交通安全運動及び県民交通安全運動の期間中に、各高速道サービスエリア等において、交通安全への街頭指導に協力する。

②バス利用の促進活動

関係省庁や自治体・民間企業との連携により、交通弱者（小学生・高齢者）を対象としたバスの乗り方教室を開催して、交通安全の啓発活動・事故防止の呼びかけを含むバス利用の促進活動を行う。

6. 輸送の安全に関する予算（設備投資）

予算金額合計

70,000,000円

(1) 車両の代替え予算

- ①貸切バス ・大型バス（新車） 1台
- ②乗合バス ・中型バス（新車） 1台

(2) 設備投資及び管理予算

- ①大型二種免許取得養成制度関連費用
- ②新基準対応ドライブレコーダーへの移行費用（入れ替え費用）
- ③ドライブレコーダー維持管理費用
- ④モバイル式アルコール検知器通信管理費用
- ⑤据え付け型アルコール検知器維持管理費用
- ⑥車内持込み用AED装置維持管理費用
- ⑦デジタルタコグラフ維持管理費用
- ⑧車両無線機維持管理費用

(3) 教育関連予算

- ①教習所等における運転技能訓練受講費用
- ②適性診断受講費用
- ③集合研修受講費用
- ④各関係機関が主催する講習会費用
- ⑤無事故・無違反表彰制度費用

(4) 健康管理予算

- ①定期健康診断受診費用
- ②SAS（睡眠時無呼吸症候群）検査費用
- ③脳ドック検診費用

7. 輸送の安全に関する内部監査結果及び改善措置

【2018年度 内部監査の状況】

(1) 監査期間

2018年8月20日～2018年8月22日

(2) 監査結果

ヒヤリングの結果、2018年度における運輸安全マネジメントの目標について、一部社員及び乗務員の中で数値目標を正しく理解していない状況が見受けられた。

(3) 是正措置

2018年度より、事後的に達成状況を検証・評価できる具体的な数値目標の設定を行っていました。今後は、誰もが見やすくわかりやすい掲示板を作成し、社内への周知徹底を図ることとしました。

8. 安全統括管理者

取締役副社長 岩崎 賢一

9. 安全管理規程

当社の安全管理規程は、ホームページ掲載の通りです。

10. 乗務員に対する指導監督計画一覧（別紙3）

11. 事故・災害時の報告連絡体制（別紙4）

事故・災害が発生した場合は、乗客の保護・救護を最優先とし、安全確保を行ったうえで、警察・消防及び当該営業所の運行管理者または営業所長に速報する。

2019年度 月別安全運転スローガン

- | | | | |
|-----------|-----------|---|-----------------------------------|
| 2018年 | 9月 | 乗合 | 交差点における危険予測と安全確認の徹底。 |
| | | 貸切 | 速度を控え、アイドリングストップ。エコ運転を実施すること。 |
| | 10月 | 乗合 | バック時における安全確認の徹底。(肉眼とバックカメラの併用) |
| 貸切 | | 梯団運行時の無理な追従運転を避け、速度と車間距離に注意すること。 | |
| 2019年 | 11月 | 乗合 | 早めのライト点灯により、夕暮れ時の事故防止。 |
| | | 貸切 | バック時の安全確認を十分行い、事故防止を図ること。 |
| | 12月 | 乗合 | 飲酒運転、酒気帯び運転の撲滅。(法令遵守の徹底) |
| 貸切 | | 法令遵守の徹底と飲酒運転を絶対にしないこと。 | |
| 2019年 | 1月 | 乗合 | 停留所におけるドア開閉時の挟み込み事故防止。 |
| | | 貸切 | 右左折時及び後退時の安全確認を確実にを行い、事故防止を図ること。 |
| | 2月 | 乗合 | 雪路及び路面凍結時等におけるスリップ事故防止。 |
| | | 貸切 | 雪路・凍結路では早めにチェーン装着し、スリップ事故防止を図ること。 |
| | 3月 | 乗合 | 適正な車間距離を保持し、追突事故の防止。 |
| | | 貸切 | 飛石被害を受けないよう、防衛運転を実施すること。 |
| | 4月 | 乗合 | 子供及び高齢者等の歩行者・二輪車に注意し、気配り運転の励行。 |
| | | 貸切 | 速度を控え、十分な安全確認を確実にを行い、事故防止を図ること。 |
| 5月 | 乗合 | 指差呼称による安全確認の徹底。 | |
| | 貸切 | 指差呼称による安全確認を実施し、漫然運転を防止すること。 | |
| 6月 | 乗合 | 雨天時等におけるスリップ事故防止。(歩行者等へ水跳ね配慮) | |
| | 貸切 | 雨天時、速度を控え車間距離を十分に取り、スリップ事故を防止すること。 | |
| 7月 | 乗合 | 静かな運転操作と車内マイクの活用により、車内事故の根絶。 | |
| | 貸切 | お客様へのシートベルト着用の徹底。 | |
| 8月 | 乗合 | 無駄なアイドリング防止による省エネ運転の励行。 | |
| | 貸切 | 夏休み期間中、子供の動きに注意し、ミラーだけでなく目視による指差確認をしっかりと行うこと。 | |

2018年 9月 1日
運輸安全マネジメント委員会

2019年度 群馬中央バス 乗務員指導監督計画一覧 (別紙3)

実施月	指導監督 内容
9	<ul style="list-style-type: none"> ・社長及び安全統括管理者の巡視(現場との意見交換、訓示、厳正なる点呼の確認等) ・幹部による早朝立会点呼の実施(輸送の安全に関する指導) ・管理者による路線の添乗査察、指導の実施 ・ドライブレコーダーから取得した映像を基に行う個人指導 ・「運転者の運転適性に応じた安全運転」
10	<ul style="list-style-type: none"> ・幹部による早朝立会点呼の実施(輸送の安全に関する指導) ・飲酒・酒気帯び運転撲滅指導、健康管理指導 ・「事業用自動車を運転する心構え」
11	<ul style="list-style-type: none"> ・幹部による早朝立会点呼の実施(輸送の安全に関する指導) ・「営業区域における道路及び交通の状況」 ・「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法」指導
12	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止講習会の実施(乗合・貸切乗務員対象) ・社長及び安全統括管理者の巡視(現場との意見交換、訓示、厳正なる点呼の確認等) ・幹部による早朝立会点呼の実施(輸送の安全に関する指導) ・ドライブレコーダーから取得した映像を基に行う個人指導 ・管理者による路線の添乗査察、指導の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス冬山研修の実施(積雪・凍結時の安全走行、チェーン脱着訓練) ・異常気象時における対処方法、非常口開閉及び脱出誘導訓練の実施 ・幹部による早朝立会点呼の実施(輸送の安全に関する指導) ・「健康管理の重要性」
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリハット体験発表会研修の実施(運転者を主体としたグループディスカッション方式) ・バスジャック想定訓練(群馬県バス協会主催) ・幹部による早朝立会点呼の実施(輸送の安全に関する指導) ・「事業用自動車の構造上の特性」
3	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命講習会の実施(外部講師によるAED使用訓練) ・非常用信号用具・消火器の取扱い指導 ・幹部による早朝立会点呼の実施(輸送の安全に関する指導) ・ドライブレコーダーから取得した映像を基に行う個人指導 ・「安全性の向上を図るための装置を備えた貸切バスの適切な運転方法」
4	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止講習会の実施(特定旅客・契約輸送乗務員対象) ・社長及び安全統括管理者の巡視(現場との意見交換、訓示、厳正なる点呼の確認等) ・幹部による早朝立会点呼の実施(輸送の安全に関する指導) ・管理者による路線の添乗査察、指導の実施 ・「危険の予測及び回避」
5	<ul style="list-style-type: none"> ・無事故、無違反表彰制度における表彰式の実施 ・幹部による早朝立会点呼の実施(輸送の安全に関する指導) ・飲酒・酒気帯び運転撲滅指導、健康管理指導 ・「旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項」
6	<ul style="list-style-type: none"> ・幹部による早朝立会点呼の実施(輸送の安全に関する指導) ・ドライブレコーダーから取得した映像を基に行う個人指導 ・「乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項」
7	<ul style="list-style-type: none"> ・貸切事故防止講習会の実施(貸切乗務員対象) ・社長及び安全統括管理者の巡視(現場との意見交換、訓示、厳正なる点呼の確認等) ・幹部による早朝立会点呼の実施(輸送の安全に関する指導) ・管理者による路線の添乗査察、指導の実施
8	<ul style="list-style-type: none"> ・幹部による早朝立会点呼の実施(輸送の安全に関する指導) ・「事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」 ・運輸安全マネジメントに係る内部監査の実施 ・運輸安全マネジメント取り組み状況・目標達成状況の確認と改善、次年度計画の作成

